

6 災害に対応する組織とその構成

(1) 墨田区議会災害対策支援本部の設置

ア 議長は、区災対本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置する。

イ 議会支援本部は、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。

(2) 議会支援本部の構成

ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。

ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

エ 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。

(3) 議会支援本部の招集等

ア 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員との連絡体制を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。

イ 本部長が欠けた場合は、副本部長が代理する。本部長及び副本部長がともに欠けた場合の代理順位は、第1位を議会運営委員会委員長、第2位を同副委員長とする。

7 災害に対応する環境整備

(1) 通信の設備

災害時における議員、事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等の通信環境を整備する。

(2) 備蓄品等の確保

発災後の議会活動を継続的に行うことができるよう、議員は、3日間程度分の非常用食料、飲料水及び毛布等を確保するよう努めるものとする。

(3) 防災服等の貸与

議員による災害時等の活動に資するため、全議員に次の備品を貸与する。

防災服上衣	1着	ベルト	1本
防災服上衣(春・夏用)	1着	ヘルメット	1個
防災服下衣	1着	防寒服	1着
制帽	1個	安全靴	1足
		雨合羽	1着

(4) 資格の取得

議員は、災害時に有効な資格の取得に努めるものとする。

(5) 訓練の実施

区が実施する防災訓練等と連携した訓練を実施する。

(6) 審議を継続するための環境の整備

オンライン会議システムの導入など委員会等の審議を継続していくための環境整備については、議会改革特別委員会での議論を踏まえて、将来に向けて検討を進めていくこととする。

8 議会の役割

(1) 発災前

区への対応状況等を把握する。

(2) 発災直後

ア 災害等の発生時において議会支援本部を設置する。

イ 本部員等が得た地域の被災状況などの情報を議会支援本部に一元化するとともに、それらの情報を区災対本部に提供する。